

湖西市告示第 125 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、湖西市会計規則（昭和 53 年 3 月 28 日規則第 8 号）第 23 条の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

湖西市長 田内 浩之



1 指定納付受託者の名称及び住所

株式会社中部しんきんカード
三井住友カード株式会社

名古屋市中区錦 1-4-6
江東区豊洲二丁目 2 番 31 号

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

市民課・税務課・新居支所・西部市民サービスセンターでキャッシュレスを利用して納付する手数料、寄附金及び雑入

3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

